

第13回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://www.prored-p.com/>) に掲載することにより、株主のみなさまに
ご提供しております。

株式会社プロレド・パートナーズ

新株予約権等の状況

- (1) **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備するとともに、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
 - b. 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
 - c. 当社の役員又は従業員が当社内において法令又は定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、管理本部長又は顧問法律事務所に通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないように保護される制度としております。
 - d. 代表取締役によって指名された内部監査担当者は、当社各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役に報告いたします。
 - e. 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、每期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
 - f. 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程や細則に基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。
 - b. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるようにいたします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
 - b. 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は隔週で開催するマネージャー会議での報告を通じて社内でも共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
 - b. 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たれるよう配置いたします。
- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとします。
 - b. 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役からの指示のみに服するものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役及び従業員は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしております。

- b. これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
- b. 監査役会には、法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
- c. 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
- d. 監査役が職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払い又は精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を2名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。当事業年度、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、かつ適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しました。

② 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、法令順守状況について業務監査を実施し、代表取締役に報告を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役会を13回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査、当社の全部署の内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- 連結子会社の状況
- | | |
|--------------|-------------|
| ・連結子会社の数 | 1 社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社知識経営研究所 |
- (2) 連結の範囲の変更に関する注記
- 当連結会計年度から株式会社知識経営研究所を連結の範囲に含めております。これは、2020年8月に株式会社知識経営研究所の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. その他有価証券
- | | |
|----------|--|
| ・時価のあるもの | 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |
- ロ. たな卸資産
- | | |
|------|--|
| ・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年～18年

工具、器具及び備品 5年～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ロ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末自己都合要支給額及び中小企業退職金共済制度より支給される額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、12年間の均等償却を行っております。

二. 退職給付に係る負債の計上基準

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、簡便法（退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される額を控除する方法）により計算しております。

2. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、必要な資金については、必要に応じて銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券であり、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後約3年、一部の金利は変動金利であります。

社債は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後約4年、金利は固定金利であります。

投資有価証券は、主にファンドへの出資金であり、ファンドの投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、株式市場の市況や規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金、社債については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	5,952,812 千円	5,952,812 千円	－ 千円
(2) 売 掛 金	629,078	629,078	－
資 産 計	6,581,890	6,581,890	－
(1) 買 掛 金	28,314	28,314	－
(2) 未 払 金	147,427	147,427	－
(3) 未 払 費 用	212,763	212,763	－
(4) 未 払 法 人 税 等	193,428	193,428	－
(5) 未 払 消 費 税 等	92,741	92,741	－
(6) 短 期 借 入 金	100,000	100,000	－
(7) 長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	76,000	76,000	－
(8) 社 債 (1年内償還予定を含む)	320,000	318,780	1,219
負 債 計	1,170,674	1,169,455	1,219

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等、(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の金利は変動金利であり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8)社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	262,974 千円
出資金	40 千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,952,075	—	—	—
売掛金	629,078	—	—	—
合計	6,581,153	—	—	—

4. 長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	25,200	25,200	25,600	—	—	—
社債	80,000	80,000	80,000	80,000	—	—
合計	105,200	105,200	105,600	80,000	—	—

3. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

561円06銭

(注) 当連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、1株当たり当期純利益は記載しておりません。

4. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

5. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法	
① 有価証券	
・ 子会社株式	移動平均法による原価法
・ 其他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
② たな卸資産	
・ 仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・ 貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
(2) 固定資産の減価償却の方法	
① 有形固定資産	
	定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
	建物附属設備 15年～18年
	工具、器具及び備品 5年～10年
② 無形固定資産	
自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
(3) 繰延資産の処理方法	
株式交付費	支出時に全額費用処理しております。
(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	105,500千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	10,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	11,169,600株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	169株
(3) 剰余金の配当に関する事項	
① 配当金支払額等	
該当事項はありません。	
② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの	
該当事項はありません。	
(4) 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	26,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	18,158千円
未払費用	5,054千円
資産除去債務	11,920千円
一括償却資産	1,840千円
未払事業所税	945千円
繰延税金資産合計	37,919千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6,710千円
繰延税金負債合計	△6,710千円
繰延税金資産の純額	31,209千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有割合) (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株式会社知識 経営研究所	所有 直接 100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注)	100,000	短 期 貸 付 金	100,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社知識経営研究所に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(3) 兄弟会社等
該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 564円82銭

(2) 1株当たり当期純利益 79円69銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 78円19銭

(注) 1. 2020年1月11日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	869,208千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	869,208千円
普通株式の期中平均株式数	10,907,048株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数	210,099株

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。